小平市2019年9月 定例会・まとめ

小平市議会議員 安竹洋平 2019/9/2 作成 2019// 修正

掲載元: ふらっとブログ 2019年9月定例会まとめ

9月定例会

- 議会運営委員会
- 本会議初日
 - 議案第26号~29号:人事案件(4件)
 - 議案第30号~34号:補正予算(5件)
 - 議案第35号~45号:条例議案(10件)
 - 議案第45号:契約議案(1件)
 - 議案第46号~51号:道路議案(6件)
 - 報告事項(3件)
- 一般質問
- 常任委員会
 - 総務委員会
 - 生活文教委員会
 - 厚生委員会
 - 環境建設委員会
- 特別委員会
 - 広聴広報特別委員会
 - 都市基盤整備調査特別委員会
 - 公共施設マネジメント調査特別委員会
- 議会運営員会
- 本会議最終日

議案第26号~29号:人事案件(4件)

議案	内容	備考
第26 号	小平市 教育委員会教育長 の任命につき同意を求める ことについて [9/30任期満了、引き続き、 任期3年]	古川 政之氏(65歳) 東大和市南街 [職歴] 八王子二小教諭→府中八小教諭→武蔵野小教諭→玉川小教諭→小平一小教頭→小平上宿小教頭→小平三小校長→小平六小校長 [公職歴] 小平市社会教育委員→小平市図書館協議会委員→小平市公民館運営審議会委員→小平市教育委員会教育長(平成28年~現在)
第27号	小平市 教育委員会委員 の任命につき同意を求める ことについて [高槻氏が9/30任期満了、後 任、任期4年]	丸山 憲子 氏(48歳) 小平市天神町 [職歴] 國學院大学考古学資料館→東京国立博物館→杉野服飾大学学芸員過程非常勤講師 [公職歴] 小平市文化財保護審議委員会→小平九小PTA会長→小平市の文化振興の基本方針検 討委員会委員→小平市青少対九小地区委員会役員→小平市文化財保護審議会委員(~平成31 年3月)
第28号	小平市 固定資産評価審査 委員会委員 の選任につき同 意を求めることについて [9/30任期満了、引き続き(委 員として)、任期3年]	福井 知子 氏(50歳) 小平市たかの台 [職歴] 深澤会計事務所→税理士登録→福井税理士事務所 [公職歴] 小平市固定資産評価審査会委員(~現在・3期)、小平市固定資産評価審査委員会委員長(~現在)
第29 号	人権擁護委員候補者 の推薦について [12/31任期満了、引き続き、 任期3年]	石川 貞子 氏(70歳) 小平市小川町 [職歴] 小金井三小教諭→小平九小教諭→久米川東小教諭→萩山小教諭→小平九小教諭(~平成19年3月) [公職歴] 小平市民生委員児童委員(~現在)、人権擁護委員(~現在)

人権擁護委員:市長が推薦し、法務大臣が委嘱。給与なしのボランティア。小平市は7名。

一人、政和、公明、 フォ、生ネ、まち が、質疑留保要請。 留保しなければ質疑 に参加できない? 質疑留保とは、質疑の権利を保持すること。

「質疑の時間を取って!」

(案)即決→質疑留保

議案第30号~34号:補正予算(5件)

内容

計補正予算(第1号)

議案

第30号	令和元年度 小平市 一般会計 補正 予算(第2号)	+19億6,111万9千円(+2.9%)→ 総額685億1,011万円 繰越金の整理等により確保される財源を活用し保育園待機児童の解消などに取り組む • 私立保育園の新設(1件)建築補助:2億4千万円程 • 幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない従来型の幼稚園、認可外保育施設等を利用する子どもたちに子育てのための施設等利用費支給→保育料算定の基礎になる国の公定価格がまだ示されていない→12月定例会の補正で行う(無償化で入ってこなくなった分と国から交付金で入る分の相殺) • 小中学校、用水路、道路などの維持管理費を増額 • 駅前公衆喫煙所4か所の改良工事 • 繰越金(+9億8千万円余)の増に伴い財政調整基金の積立額を増額(地方財政法の規定に基づき、繰越金増の1/2:4億9千万円程は財政調整基金積立)、財政調整基金の繰入額を増額 • 昨年度都市計画税の余剰分(4億2千万円程)を都市計画事業基金に積み立て • その他国費・都費前年度の清算
第31号	令和元年度 小平市 国民健康保険 事業 特別会計 補正予算(第1号)	+1億4,973万9千円 ・ 前年度の事業費確定に伴う繰越金の補正 ・ 前年度の都補助金等の清算に伴う補正 ・ 残予を国民健康保険事業運営基金に積み立てを行う
第32号	令和元年度 小平市 後期高齢者医療 特別会計 補正予算(第1号)	+2,695万8千円 ・ 前年度の事業費確定に伴う繰越金の補正 (一般会計に戻す:一般会計繰出金) 9/12 厚生委員会付託
第33号	令和元年度 小平市 介護保険事業 特別会計 補正予算(第1号)	+2億6,256万5千円9/12・ 前年度の保険給付費等の確定に伴う清算厚生委員会付託
第34号	令和元年度 小平市 下水道事業会 計補正予算(第1号)	+1億4,973万9千円 ・ 今年度から始まった地方公営企業会計予算で計上している未収金、未払金の確定(3 月締めで確定する必要あり)に伴い、(*平成30年度は出納閉鎖期間が存在しない)、数

払金を確定した額に補正

備考

値を置き換える補正。引継金(+未収金ー未払い金)、留保資金の補正と、未収金、未

9/13 環境建設委員会付託

議案	条例	備考
第35号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
第36号	小平市印鑑条例の一部を改正する条例	* 詳細参照 9/10 総務委員会付託
第37号	小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手 当に関する条例	TO DE SECTION OF THE
第38号	小平市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るため
第39号	小平市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条 例	の関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に 伴い、成年被後見人、及び被保佐人にかかる欠格条項の規定が一 部削除されたため、小平市の条例中に当該規定を引用している部分 を削除するもの。施工期日は本年12/14予定。 即決
第40 号	小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一 部を改正する条例	地方公務員法で「成年被
第41号	小平市特定教育·保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	後見人、被保佐人は職員 9/13 になることができない」と いった規定がなるったこ 厚生委員会付託
第42号	小平市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関す る条例の一部を改正する条例	とに関連(第44号も)。
第43号	小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改 正する条例	成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、成年被後見人、及び被保佐人にかかる欠格条項の規定が見直されたことに伴い、一般廃棄物処理業の許可に関する事業者の役員の欠格条項について、成年被後見人、及び被保佐人を一律に排除する規定から、心身の故障等による状況を個別的、実質的に審査し、判断する規定に改正されたため、条例中に当該規定を引用している部分を改正するもの。 加決
第44号	小平市消防団に関する条例の一部を改正する条例	* 詳細参照 9/11 生活文教委員会付託

第35号、第37号詳細

第35号:地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第37号: 小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

地方公務員法 及び 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに会計年度任用職員制度を導入するため、下記の通り4条例の一部改正と、1条例の制定を行うもの。

議案	対象条例	主な改正・制定内容					
	[改正] 小平市職員の分限に関する条例	会計年度任用職員の休職期間は任期の範囲内とする					
第35号	[改正] 小平市職員の懲戒に関する条例	会計年度任用職員の減給は、通勤手当相当額、及び時間外勤務手当相当額を除いた報酬月額の10分の1以内とする					
ж ээ <i>न</i>	[改正] 小平市職員の育児休業等に関する条例	会計年度任用職員を含む非常勤職員の育児休業、及び部分休業の取得期間等に関し、必要な事項を定める					
	[改正] 小平市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 条例	会計年度任用職員の勤務時間、休暇等は、その職務の性質等を考慮して規則で定める					
第37号	[制定] 小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び 期末手当に関する条例	会計年度任用職員の報酬の額、報酬の支給、費用弁償、及び期末手当に関し、必要な事項を定める					

改正点詳細は配 布資料 職員団体等との話し合いは整っているとのこと。 施行期日はいずれも来年4/1を予定。

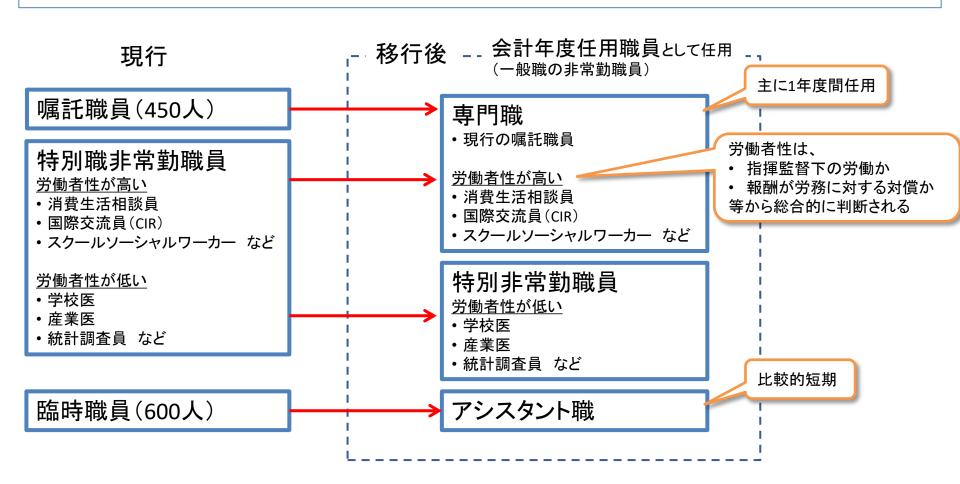
第35号、第37号詳細

第35号: 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第37号: 小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

会計年度任用職員制度導入の背景

地方行政の重要な担い手である臨時・非常勤職員は、各地方公共団体によってその任用・勤務条件等に関する取扱いがまちまち。そのため、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」により、臨時・非常勤職員を統一的に取扱い、各地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を確保しようとするもの。



第35号、第37号詳細

(2)勤務

条件

服務

(3)報酬

(4)社会

保険等

④期末手当

① 社会保険

②災害補償

3健康診断

(5)その他 退職報償金

第35号・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

	第37号: 小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例													
会計年月	会計年度任用職員(専門職)と現行制度の嘱託職員との制度比較													
	項目	小平市会計年度任用職員(専門職)	小平市嘱託職員(現行)											
	①任用根拠	新地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、一般職の非常勤職員として任用する。	地方公務員法第3条第3項第3号の規定により、特別職の非常勤職員として任用する。											
	②任用期間	1年以内とし、会計年度は超えないものとする。	1年以内とする。											
	③募集方法	同右	原則、公募によることとし、その方法については市報、ホームページ等で周知する。 ただし、⑤に掲げる公募によらない再度任用の場合を除く。											
(1) IT III	④採用方法	同右	原則、採用試験を実施する。											
(1)任用		八首に FC たい声度任用に際してけ、 東部無駄用笠に甘べいて行う	小草によったい東東は田に際しては、正屋上等よの声談を終て行る											

公募によらない再度任用に際しては、人事評価結果等に基づいて行う。 ⑤公募によらない 公募によらない再度任用は、連続4回を限度とする。

なお、当該上限回数に達した職員でも、翌年度の採用試験の受験資格がある。

再度任用 6条件付採用

地方公務員法第22条の2第7項の規定により、1月の条件付採用とする。 地方公務員法第23条の2の規定により、人事評価を実施する。 原則として、休憩時間を除き、1週間について30時間を超えない範囲内において、任命権者 又は任命権者の承認を得て所属長がこれを定める。

⑦人事評価 ①勤務時間 ②所定外勤務

③休暇制度 員の休暇・職免等制度(案)」のとおり ④営利企業等の従事

営利企業等に従事する場合は、任命権者へ届出を行うものとする。 勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない ⑤分限・懲戒処分 場合、職に必要な適格性を欠く場合は、分限処分(免職又は休職)を行う。

また、服務に関す

〇期末手当の支給月数は、常勤職員の支給月数(2.6月)を適用する。

日より前6月間における実支給額を任用月数で除して得た額とする。

る規定に違反した場合は、懲戒処分(戒告、減給、停職又は免職)を行う。 ⑥失職(欠格条項)新地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用される。 新地方公務員法第49条の2の規定により、不利益処分を受けた職員は、公平委員会に対して地方公務員法の規定は適用されないため、該当なし ⑦審査請求

審査請求をすることができる(条件付採用期間中の場合を除く。)。 ⑧職員団体等 職員団体を組織し、又はこれに加入することができる。

①給付の種類 第1種報酬(基礎報酬)、第2種報酬(通勤費相当額)、期末手当を支給する。 ②所定外勤務に

同右 対する報酬

③通勤費相当分 同右

上の任用期間がある場合に支給する。

期末手当は、基準日(6月1日及び12月1日)に在籍し、かつ、会計年度内において6月以

⑤出張の費用弁償 支給方法及び算定方法は、常勤職員の例による。

する条例の定めるところによる。

同右

同右

制度なし

年次休暇のほか、常勤職員に準じた特別休暇を付与する。詳細は、別紙3「会計年度任用職

地方公務員法の規定は適用されないため、該当なし

心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、職に必要な適格性を

労働者災害補償保険法又は小平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関小平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に定めるところに

よる

とする。

制度あり

欠く場合は、免職処分を行う。

職員団体を組織し、又は加入することはできない。

原則として所定外勤務は命じない。

ただし、労働組合法に基づく労働組合を組織し、又はこれに加入することができる。

鉄道賃、宿泊料を支給する。

基礎報酬、第1種付加報酬及び第2菰付加報酬(通勤費相当額)を支給する。

公募によらない再度任用に際しては、所属長等との面談を経て行う。

なお、当該上限回数に達した職員は、1年度間採用試験の受験資格がない。

公募によらない再度任用は、原則、連続2回を限度とする。

地方公務員法の規定は適用されないため、該当なし

又は任命権者の承認を得て所属長がこれを定める。

第一種付加報酬(期末・勤勉手当相当)は、基準日(6月1日及び12月.1日、3月1日)に

健康保険法、厚生年金保険法雇用保険法の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険

及び(4)社会保険等 雇用保険に加入する(40歳以上の職員は、介護保険に加入する。)。

週当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1(週19.375時間)以上の者を健康診断の対象

在籍している場合に支給する。 ○第一種報酬(基礎報酬)の支給単位が日額又は時間額の場合の期末手当基礎額は、基準 平成30年度は、4.5月分を支給した。

報酬を支給する。 あるものを除く。)に対して、再任用短時間勤務職員の例により支給する。

やむを得ず所定外勤務を行った場合は、常勤轍員の例により、時間外勤務手当に相当する 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする嘱託職員(交通機関 を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で

勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について30時間を超えない範囲内において、任命権者

年次休暇、公民権行使、父母の祭日、忌引き、夏季特別休暇を与えることができる。

第35号:地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第37号:小平市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

会計年度任用職員(アシスタント職)と現行制度の嘱託職員との制度比較

(3)報酬

(4)社会

保険等

④期末手当

①社会保険

②災害補償

③健康診断

(5)その他 退職報償金

	4 III 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	TO PERSONAL PROPERTY OF THE PR	
	項目	小平市会計年度任用職員(専門職)	小平市臨時職員(現行)
	①任用根拠	新地方公務員法第22条の2第1項第1号の規定により、一 <mark>般職の非常勤職員</mark> として任用する。	地方公務員法第22条第5項の規定により、一般職の非常勤職員として任用する。
	②任用期間	1年以内とし、会計年度は超えないものとする。	6月以内とする。
	③募集方法	同右	随時ホームページ等で登録の案内を行う。
(1)任用	④採用方法	同右	登録申込書又は履歴書等により登録をした者の中から書類選考する。
, ,	⑤公募によらない 再度任用	同右	任用する際には、任用申請書により、任用担当部長(総務部長等)の承認を得る。
	⑥条件付採用	地方公務員法第22条の2第7項の規定により、1月の条件付採用とする。	地方公務員法第22条第1項の規定により、条件付採用とはならない。
	⑦人事評価	地方公務員法第23条の2の規定により、人事評価を実施する。	運用上、人事評価は実施していない。
	O =	同右	勤務時間は、一部の職種を除き、原則として1日5.5時間、週5日以内とする
	②所定外勤務	同右	原則として所定外勤務は命じない。
	(3)(X)(X)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)(E)	年次休暇のほか、常勤職員に準じた特別休暇を付与する。詳細は、別紙3「会計年度任用職員の休暇・職免等制度(案)」のとおり	労働基準法の基準により、年次休暇を与える。
(2) #43年	④営利企業等の従事	営利企業等に従事する場合は、任命権者へ届出を行うものとする。	営利企業等に従事する場合は、任命権者の許可を得なければならない。
(2)勤務 条件 •服務	⑤分限・懲戒処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、職に必要な適格性を欠く場合は、分限処分(免職又は休職)を行う。また、服務に関する規定に違反した場合は、懲戒処分(戒告、減給、停職又は免職)を行う。	服務に関する規定に違反した場合は、懲戒処分(戒告、減給、停職又は免職)を行う。
	⑥失職(欠格条項)	• • • •	地方公務員法第16条に定める欠格条項が適用される。
		新地方公務員法第49条の2の規定により、不利益処分を受けた職員は、公平委員会に対して 審査請求をすることができる(条件付採用期間中の場合を除く。)。	地方公務員法第29条の2第1項の規定により、公平委員会に対して審査請求をすることができない。
	⑧職員団体等	同右	職員団体を組織し、又はこれに加入することができる。
	①給付の種類	第1種報酬(基礎報酬)、第2種報酬(通勤費相当額)、期末手当を支給する。	基本賃金及び付加賃金(通勤費相当額)を支給す~る。
	②所定外勤務に 対する報酬	同右	やむを得ず所定外勤務を行った場合は、常勤轍員の例により、時間外勤務手当に相当する 報酬を支給する。
		通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする会計年度任用職員 (交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメート	通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする嘱託職員(交通機関

制度なし

職員はいない。)

制度なし

鉄道賃、宿泊料を支給する。

関する条例の定めるところによる。

健康保険法、厚生年金保険法雇用保険法の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険

及び(4)社会保険等雇用保険に加入する(40歳以上の職員は、介護保険に加入する。)。 労働者災害補償保険法又は小平市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に

週当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1 (週19.375時間)以上で任用期間が1年(特定業

務に従事するものについては6月)以上である者を健康診断の対象とする。(対象となる臨時

③通勤費相当分 ル未満であるものを除く。)に対して、最も低廉となる運賃等(運賃、時間、距離等の事情に照 を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で あるものを除く。)に対して、住居から勤務地までの往復の運賃に支給対象月の勤務日数を あって、定期券又は回数乗車券その他の定期券以外のもののうち、最も低廉となる額の総額 乗じて得た額を支給する。

期末手当の支給月数は、常勤職員の支給月数(2.6月)を適用する。

より前6月間における実支給額を任用月数で除して得た額とする。

に従事するものについては6月)以上である者を健康診断の対象とする。

⑤出張の費用弁償 支給方法及び算定方法は、常勤職員の例による。

同右

同右

同右

```
をいう。)を支給する。
期末手当は、基準日(6月1日及び12月1日)に在籍し、かつ、会計年度内において6月以上の
任用期間がある場合に支給する。
```

第一種報酬(基礎報酬)の支給単位が日額又は時間額の場合の期末手当基礎額は、基準日

週当たりの勤務時間が常勤職員の2分の1(週19.375時間)以上で任用期間が1年(特定業務

第35号、第37号詳細

第36号詳細

第36号: 小平市印鑑条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行令の改正に基づき、小平市印鑑条例の一部を改正するもの。

議案	対象条例	主な改正内容
第36号	[改正] 小平市印鑑条例の一部を改正する条例	住民票やマイナンバーに旧氏の記載が可能になることに伴い、印鑑登録制度においても、旧氏印鑑の登録、抹消を可能と市、印鑑登録原票の登録する事項に旧氏を加えるよう、所定の改正を行う。 施行期日は本年11/5を予定。

第40号詳細

第40号:小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

本年10月開始予定の「幼児教育・保育の無償化」の実施に向けて、子供・子育て支援法、及び同法施行令が改正されたことに伴い、3歳以上児の保育料を無償とするほか、3歳未満児の保育料を改定するため、以下の通り、関係する3件の条例を一部改正するもの。

議案	対象条例	改正内容概要
第40号	公立の保育所に関するもの [改正] 小平市保育園等の利用者負担額に関する条例 公立以外、私立の保育所に関するもの [改正] 小平市特定保育所の保育料に関する条例 市長村長が強制的に措置として入所させるケースに関する [改正] 小平市保育措置費徴収条例 極めて例外的	 ① 3歳以上児の利用料負担額(保育料)の無償化 ② 3歳未満児の利用者負担額(保育料)の改定 3歳未満児の保育料の所得階層、及び金額の見直しを行い、より公平な負担を図る ③ 3歳未満児の多子世帯負担軽減の拡充 3歳未満児を含む多子世帯において第2子を半額、第3子以降を無償とする軽減措置の適用に当たり、第何子であるかを決定する際に、算定の対象とする子供の年齢制限の撤廃を、所得によらず全ての多子世帯に拡充 ④ 文言の整理等
利田	考 負	

利用者負担額に関する条例に記載されている『小平市立保育園等利用者負担額表』を、下2つの条例も引用している。

施行期日は、②3歳未満児の保育料改定については来年4/1、それ以外は本年10/1を予定。

第40号詳細

第40号:小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

① 3歳以上児の利用料負担額(保育料)の無償化

ここを全て0円に。

### 2017 (利用者負担額					
1		階層区分				未満児	3歳以上	
***		生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の		保育短時間		保育短時間		
2 日本年度の市前村度校が得等別が続からの音等 1,000 2,000 2,100 2,000 2,100 2,000 2,100 2,000 2,100 2,000 2,100 2,000	-	する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯及び支給認定保護者が児童福祉法(昭和22年法律領		0		Ü		
3.30年 - 3.200 - 3.20		当該年度の市町村民税が非課税の世帯	-	6,000		4,100		
第2500円集業 4.500 4.708	3	当該年度の市町村民税が均等割の額のみの世帯						-2,000
5000円最大 1-3000 - 3-700 2-500 100								((0))
5.000円以上を5,000円未満 (00) (00) (00) (00) (00) (00) (00) (00			25 000田丰港					5,600 -2,800
5			33,000(17<					((0))
100 10								5,600
6 48,500円以上が20,000円未満 9,900 9,700 6,600 7 60,000円以上が20,000円未満 1,500 1,000 1,000 8 70,000円以上が20,000円未満 1,500 1,500 1,500 1,500 9 70,000円以上が20,000円未満 1,500 1,50			35,000円以上4	18,600円未満				-2,800 ((0))
6								6,200
1,1500 1,1500 9,500 5,700 5,000 5,700 5,000 5,700 5,000 5,700 5,000 5,700 5,000 5,700 5,000 5,700 5,000 5,700			48,600円以上6	60,000円未満	-5,000		-3,200	-3,100
5.500 5.700 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (1								((0)) 9,700
100 10			60.000円以上:	70.000円未満				-4,800
8			,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	((0))	((0))	((0))	((0))
10 10 10 10 10 10 10 10			70 000 ELL	20 000 TI + 3#				13,800 -6,900
15,000 15,000	- 2		70,000円以上8	5,000円不凋				-6,900 ((0))
10 (00) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (1					16,600	16,300	15,000	14,700
15 (15.00 円以上197,00円未満 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)	9		89,000円以上9	7,000円未満				-7,300 ((0))
20								((0)) 15,500
15 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	10		97,000円以上:	07,000円未満				-7,700
11 19,000円以上 19,000円未満 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10)					((0))			((0))
* 利用者負担額の減 9,800 8,860 8,600 8 13,100円以 13,000円以 13,000円以 13,000円以 13,000円以 13,000円以 13,000円以 13,000円以 14,000円以 14,000円以 14,000円以 14,000円以 15,000円以 16,000円以 16,000円未満 16,000円以 16,000円以 16,000円未満 16,000円 16,000円未満 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円未満 16,000円以 16,000円入 16,000円入 16,000円以 16,000円入 16,000円以 16,000円以 16,000円入 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円以 16,000円入 16,	11		107 000 円 に と	【又答世罕】	300			16,300 -8,100
*** 利用有負担額の減 9,800 8,600 (100) (1	-		107,000 1923	【了异拍直】				((0))
 国・都からの交付金の増 21,000円以上 交付金算定の基礎となる公 定価格が定まってから補正 15,000円以上 35,000円以上169,000円未満 16 16 16 16 16 16 17 16 16 16 17 16 18 19 19 19 19 20 21 25 25 20 21 25 25 26 27 28 27 28 27 28 27 28 27 28 28 29 20 21 20 21 25 25 25 25 26 27 27 28 29 20 21 25 26 27 27 28 29 20 21 20 21 21 25 25 25 26 27 27<				• 利田考負用頞の減				16,800
13 13 13 13 10 10 13 13	12		119,000円以.					-8,400 ((0))
131,000円以上 131,000円以上 20,000 13,000 13,000 143,000円以上 25,000 143,000円以上 25,000円以上 25,000円未満 25,000				 国・都からの交付金の)増 🛮			18,200
14 143,000円以上 定価格が定まってから補正 11,300 3,500 11,200 15,000円以上 3,500 142,000 15,000円以上 15,000円以上 15,000円以上 163,000円以上 169,000円未満 14,200 13,300 10,000 10	13		131,000円以.					-9,100
14 143,000円以上 24,500 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0)		当該年度の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する世帯		交付金算定の基礎となる	5公			((0)) 18,600
157,000円以上 予算対応 (12月補正予算)。 - 12,200 19,800 (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (1	14		143,000円以.	字価枚が字まってかこだ	₿.			-9,300
(0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0)								((0))
(0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0)	11		157 000 円 にし ト	▶ 予算対応(12月補正予算	〔1)。			19,100 -9,500
16 163,000円以上169,000円未満 -14,200 -13,900 -10,000 (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0)	1.		137,0001 18/1	1 343,150 (752) 1111775 1 3				((0))
((0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0) (0				450 000 TH #				19,600
17 169,000円以上180,000円未満 30,000 29,400 20,800 10,000 12,2	16		163,000円以上	169,000円禾満				-9,800 ((0))
17								20,400
18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 1	1		169,000円以上	180,000円未満	-15,000	-14,700	-10,400	-10,200
18								((0)) 20,800
((0) (0) ((0) (0) ((0) (0) (0) (0) (0)	18		180,000円以上	196,000円未満				-10,400
196,000円以上215,000円未満 -17,800 -17,400 -10,800 - (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) (((0)) ((((0)) ((((0)) ((((0)) ((((((((((0))	((0))	((0))	((0))
((0) ((0) ((0) ((0)) (11		106 000 101 1	215 000田丰湛				21,200 -10,600
20 215,000円以上250,000円未満 39,000 38,300 22,400 - 1,1,000	15		190,000円以工	.213,000口本间				-10,600 ((0))
((0)) ((0)					39,000	38,300	22,400	22,000
21 250,000円以上301,000円未満 45,000 44,200 24,200 - 1,2100 - 22,500 - 22,100 1,2100 - 1,2100 - ((0)) ((0)	20		215,000円以上	250,000円未満				-11,000
250,000円以上301,000円未満 -22,500 -22,100 -12,100 - ((0))								((0)) 23,700
22 301,000円以上397,000円未満 49,000 48,100 26,000 -13,000 - ((0)) ((0)	2:		250,000円以上	301,000円未満		-22,100		-11,800
22 301,000円以上397,000円未満 -24,500 -24,000 -13,000 - ((0)) ((0)) ((0)) ((0)) ((0)) ((0)) (27,000 51,100 27,000								((0))
((0)) ((0)) ((0)) 52,000 51,100 27,000	2		301.000円以上	397,000円未満				25,500 -12,700
			223,0001 7902			((0))	((0))	((0))
	-		207.000					26,500
23 397,000円以上 -26,000 -25,500 -13,500 - ((0)) ((0))	23		397,000円以上		-26,000	-25,500 ((0))	-13,500 ((0))	-13,200 ((0))

第40号詳細

第40号: 小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

② 3歳未満児の利用者負担額(保育料)の改定

階層を2増やし、 全体を調整。

変更前

変 史 目	3 IJ				
		階層	保育料	保育料	
		(以上 未満	(標準)	(短)	
1	설	上活保護、里親	世帯	0	0
2		非課税世詩	带	0	0
3		均等割のみ	4	6,200	6,000
4			35,000	7,700	7,500
5		35,000	48,600	8,400	8,200
6	市	48,600	60,000	9,900	9,700
7	民	60,000	70,000	11,800	11,500
8	税	70,000	89,000	15,400	15,100
_	が	89,000	97,000	16,600	16,300
4.0	右	97,000	107,000	17,200	16,900
11	カ の	107,000	119,000	18,800	18,400
12	区	119,000	131,000	20,000	19,600
13	_	131,000	143,000	21,400	21,000
14	カー	143,000	157,000	23,000	22,600
4 -	_	157,000	163,000	25,000	24,500
15 16	沙	163,000	169,000	28,400	27,900
17	<u> </u>	169,000	180,000	30,000	29,400
18	9	180,000	196,000	33,000	32,400
19	る	196,000	215,000	35,600	34,900
20	世	215,000	250,000	39,000	38,300
21		250,000	301,000	45,000	44,200
22		301,000	397,000	49,000	48,100
23		397,000		52,000	51,100



変更後

		階層 (以上 未満		保育料 (標準)	保育料 (短)	増減 (標 準)	増減 (短)	保育料 (標準)
1	生活	5保護、里親世	带	0	0	0	0	0
2		非課税世帯	‡	0	0	0	0	9,000
3		均等割のみ	+	2,500	2,400	△ 3,700	△ 3,600	19,500
4			35,000	4,500	4,400	△ 3,200	△ 3,100	19,500
5		35,000	48,600	6,300	6,100	△ 2,100	△ 2,100	19,500
6		48,600	57,700	8,100	7,900	△ 1,800	△ 1,800	30,000
7		57,700	65,000	9,800	9,600	△ 1,050	△ 850	30,000
8		65,000	77,101	11,500	11,300	△ 2,100	△ 800	30,000
9	市	77,101	89,000	13,200	12,900	△ 2,200	△ 2,200	30,000
10	民	89,000	97,000	14,800	14,500	△ 1,800	△ 1,800	30,000
11		97,000	107,000	16,400	16,100	△ 800	△ 800	44,500
12	が	107,000	119,000	18,100	17,700	△ 700	△ 700	44,500
13		119,000	131,000	19,700	19,300	△ 300	△ 300	44,500
14		131,000	143,000	21,300	20,900	△ 100	△ 100	44,500
15	区 分	143,000	157,000	22,900	22,500	△ 100	△ 100	44,500
16	カ に	157,000	163,000	24,900	24,400	△ 100	△ 100	44,500
17		163,000	169,000	27,500	27,000	△ 900	△ 900	44,500
18		169,000	180,000	30,000	29,400	0	0	61,000
19		180,000	196,000	33,900	33,300	900	900	61,000
20	る	196,000	215,000	37,500	36,800	1,900	1,900	61,000
21	世 帯	215,000	250,000	41,300	40,500	2,300	2,200	61,000
22	.ш.	250,000	270,000	46,000	45,200	1,000	1,000	61,000
23		270,000	301,000	48,000	47,100	3,000	2,900	61,000
24		301,000	330,000	52,000	51,100	3,000	3,000	80,000
25		330,000	397,000	54,000	53,000	5,000	4,900	80,000
26		397,000	517,000	57,000	56,000	5,000	4,900	104,000
27		517,000		58,900	57,800	6,900	6,700	104,000

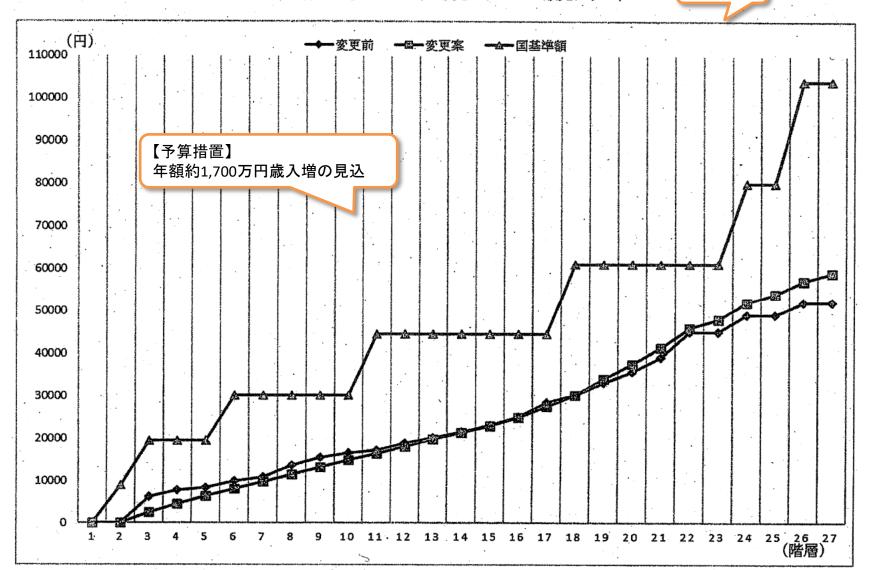
第40号詳細

第40号: 小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

② 3歳未満児の利用者負担額(保育料)の改定

変更前と変更案の比較グラフ (0歳児クラス~2歳児クラス)

階層別

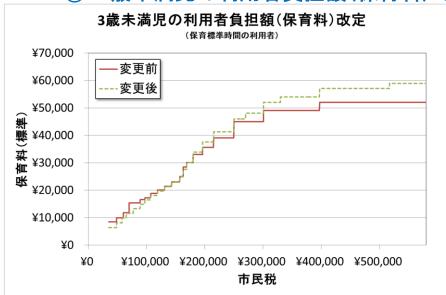


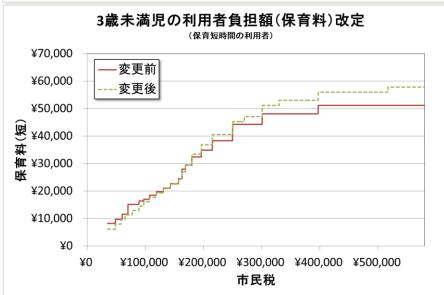
第40号詳細

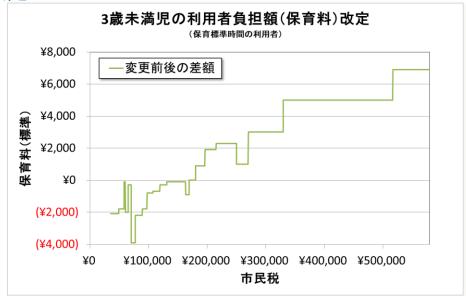
第40号: 小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

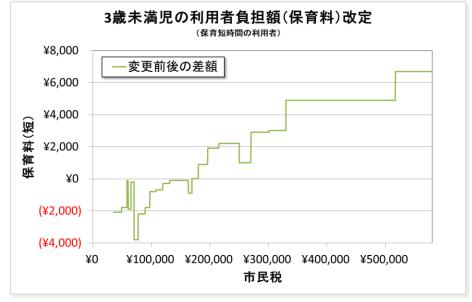
市民税の所得割別

② 3歳未満児の利用者負担額(保育料)の改定









第40号詳細

第40号:小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

② 3歳未満児の利用者負担額(保育料)の改定

各市の保育料比較 *最高階層がさらに 区分されている市も あります

			Α												В		С		D	
世帯年収	所得	階層	,, ,, _				各市の	の保育	料(類似	市及びi	丘隣市)				各市	差	各市	差	各市	差
(上限額)	未満	以上	小平市	立川	府中_	町田	小金井	日野.	東村山	国分寺	西東京	東大和	清瀬	東久留米	平均	A-B	中央値	A-C	最低值	A-D
300万円		35,000	4,500	5,750	7,600	5,750	3,750	4,700	9,800	5,100	7,200	4,660	6,400	9,900	6,419	(1,919)	5,750	(1,250)	3,750	750
450万円	77,101	89,000	13,200	8,850	14,050	21,300	9,850	10,900	16,300	12,900	20,000	15,910	17,100	15,750	14,810	(1,610)	15,750	(2,550)	8,850	4,350
520万円	107,000	119,000	18,100	14,050	18,350	27,300	14,300	15,700	18,700	17,000	26,300	19,740	21,500	20,200	19,376	(1,276)	18,700	(600)	14,050	4,050
640万円	163,000	169,000	27,500	21,900	27,950	32,800	23,500	28,700	21,600	30,000	31,600	31,590	34,500	28,500	28,422	(922)	28,700	(1,200)	21,600	5,900
710万円	180,000	196,000	33,900	26,550	32,400	34,200	25,900	30,500	27,400	31,300	34,300	34,760	34,950	31,300	31,233	2,667	31,300	2,600	25,900	8,000
930万円	270,000	301,000	48,000	46,850	47,450	44,450	44,000	40,000	44,250	38,600	43,800	46,735	43,800	44,800	44,067	3,933	44,250	3,750	38,600	9,400
1,050万円	330,000	397,000	54,000	52,050	56,050	50,500	55,550	43,100	50,300	44,500	55,200	53,785	48,200	50,900	50,921	3,079	50,900	3,100	43,100	10,900
1,130万円	397,000	517,000	57,000	54,400	62,500	57,400	63,900	44,100	51,600	50,400	67,800	55,100	53,350	54,300	55,895	1,105	54,400	2,600	44,100	12,900
1,130万円	517,000		58,900	54,400	66,800	61,800	68,500	44,450	51,600	55,100	73,200	55,100	54,950	55,400	58,300	600	55,100	3,800	44,450	14,450

第40号詳細

第40号: 小平市立保育園等の利用者負担額に関する条例等の一部を改正する条例

③ 3歳未満児の多子世帯負担軽減の拡充

東京都が実施予定の補助事業を活用し、現在、低所得世帯を対象に行っている、多子軽減の算定対象となる兄弟の年齢の上限撤廃を、全世帯に対して適用する。 例)世帯の市民税所得割額が20万円の場合

	· 3	E 更前		変更後			
兄弟年齢	算定対象	第定対象 利用者負担額 (保育料)		算定対象	利用者負担額 (保育料)		
中学1年生			\Rightarrow	第1子			
保育園2歳児	第1子	35,600円(全額)		第2子	17,800円(半額)		
保育園0歳児	第2子	17,800円 (半額)		第3子	0円 (無償)		

【予算措置】

- 利用者負担額の減
- 国・都からの交付金の増 交付金算定の基礎となる公 定価格が定まってから補正 予算対応(①とともに12月補 正予算)。

第41号詳細

第41号: 小平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

副食費

内閣府令

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する基準の改正に伴い、 食事の提供に要する費用の取り扱いなどが改められたため、改正するもの。

議案	対象条例	主な改正内容
		① 幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児から5歳児の保育料は無償化される一方、給食の食材費は引き続き保護者の負担とされていることから、認可保育園等(2号認定児)でも副食費を徴収できるよう変更
第41号	[改正] 小平市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営の基準に関する条例	② 給食の食材費徴収によって無償化前の保育料より負担が増えないように、副食費の徴収免除対象者を規定
		③ 特定地域型保育事業者の連携施設の確保にかかる経過措置が5年から10年に延長したため、同様に改める
		④ 条文中の「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める
ごはんや	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	⑤ その他文言の整理 確保するま
などの主	1 号認定児 2 号認定児 1 号認定児 2	が稚園との差が出てしまっているので等の理由 での猶予

おかず

副食費

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象 範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)で 『保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料 費、行事費などの経費については、無償化の対象から除く ことを原則とすべきである』とされている。

②の徴収免除対象者は

1号認定児 市税所得割額が77,101円未満世帯の子供 2号認定児 市税所得割額が57,700円未満世帯の子供 (ひとり親世帯は77,101円未満) 施行期日は、本年10/1を予定、特定地域型保育事業者の連携施設の確保にかかる経過措置等に関する一部の規定は公布の日を予定。

9/13厚生委員会付託

第42号詳細(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

家庭的保育事業等の設備、及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業の自園調理の原則等にかかる経過措置期間などが改められたため、改正するもの。

議案	対象条例	主な改正内容
第42号	[改正] 家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例	自園調理になるまでの猶予 ・家庭的保育事業の自園調理の原則にかかる経過措置、及び家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する経過措置を5年から10年に延長 ・文言の整理 確保するまでの猶予

施行期日は、公布の日を予定。

第44号詳細(小平市廃棄物の減量、及び処理に関する条例の一部改正)

成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことから、同法の趣旨を踏まえ、条例中の成年被後見人、及び被保佐人にかかる欠格条項の規定を削除するもの。

議案	対象条例	主な改正内容
第44号	[改正] 小平市消防団に関する条例の一部を改正する条例 小平市消防団に関する条例は上位法なし だが、「成年被後見人・被保佐人は職員	条例中の成年被後見人、及び被保佐人にかかる欠格条項の規定を削除
	になることができない」といった規定が公 務員法等で削除されたことに合わせる。 消防庁からも技術的助言として来ている。	

その他、

- ・下水道条例(資格をもつことができない)
- ・印鑑条例(印鑑を登録できない) についても同様に改正される予定。
- 12/14までに変えたい。
- 9月中に情報が来れば、最終日に上提。

施行期日は、公布の日を予定。

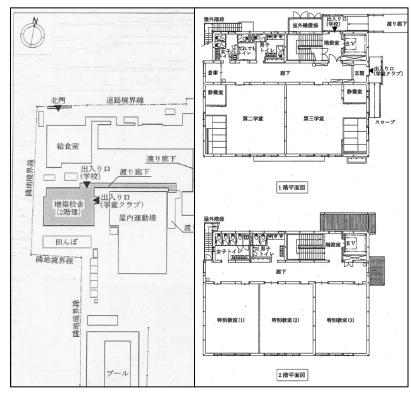
9/11 生活文教委員会付託

議案第45号:契約議案(1件)

議案	内容	備考
第45号	小平市立小平第十二小学校増築工事(建築工事)請負契約の締結について	総合評価一般競争入札方式(特別簡易型):山口建興 消費税込:2億3,760万円 (7/23 仮契約) 軽量鉄骨造 2階建て、建築面積346.16㎡、延べ床面積 646.40㎡

施工場所	小平市小川町1丁目464番地
工期	契約発効の日の翌日から令和2年10月5日まで
工事内容	軽量鉄骨造2階建て
建築面積	346.16 m ²
延床面積	346.16 m ²
予算科目	[一般会計] (款)教育費(項)小学校費(目)学校管理費(節)工事請負費 (款)民生費(項)児童福祉費(目)学童クラブ費(節)工事請負費

入札参加者	5川石 人利佩格 当り申伽		落札率	価格点		技術点		評価値 価格点+技術点)	
八化参加名		(%)	点数 (点)	順位 (位〉		順位 (位)	点数 (点)	順位 (位)	
株式会社 山口 建興	2億1,600万円 (2億3,760万円)	33.4	99.77	18.05	2	39.13	1	57.18	1
株式会社 加藤工務店	2億1,650万円	34.6	100.00	17.81	3	38.04	2	55.85	2
立花建設株式 会社多摩支店	2億円	31.9	92.38	25.90	1	15.22	3	41.12	3



議案第46号~51号:道路議案(6件)

議案	条例	
第46号		小平都市計画道路3・4・19号小平駅久留米線 小平都市計画道路3・4・14号東京街道線 都市計画事業認可取得により用地買収を進めるため、市道として認 定するもの
第47号		都市計画法に基づく開発行為により整備された道路で、市が寄付を
第48号	市道路線の認定について	受けたものを、市道として認定するもの
第49号		市が寄付を受けた私道が、既存市道に接続することから、当該既存 市道の終点位置を変更して、元の路線名で再認定するもの
第50号		都市計画法に基づく開発行為により整備された道路で、市が寄付を 受けたものを、市道として認定するもの
第51号	市道路線の廃止について	再認定する路線と重複するため廃止するもの

報告事項(3件)

1. 定期監査の結果、及び例月現金 出納検査の結果について

- 定期検査の結果:
- ・ 範囲:健康福祉部、生活支援課、及び関係課の、昨年4月1日から本年3月31日までの間に執行された財務に関する事務、及びその他の事務
- 結果: 概ね適正に執行されている、一部に改善・検討を要する事項等が指摘
- ・ 指摘された事項を真摯に受け止め、十分な改善を行い、対処する
- 例月現金 出納検査の結果定期検査の結果:
- ・ 平成30年度4月分、平成31年度4月分、平成30年度5月分、令和元年度5月分の、一般会計、3つの特別会計、下水道事業会計、基金、及び歳 入歳出外現金の現金収支、及び現金保管の状況についていずれも誤りのないことが認められている

2. 小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略対象期間の延伸の方針について

- 市の長期総合計画と整合性を図るため延伸

平成28年3月に策定した小平市まち・ひと・しごと創生総合戦略が、平成27年度から令和元年までの5年間が対象期間だが、長期総合計画との整合を図る必要から対象期間を1年間延長するもの。次期総合戦略の内容は、現在策定に向けて取り組んでいる仮称小平市第四次長期総合計画の中で示す

3. 利用者負担の見直しにかかる意見交換会の開催について

昨年度総務委員会がまとめた持続可能な自治体経営についての政策提言を踏まえ、集会施設等の利用者負担の見直しについて、利用者をはじめ、市民の声を聞くための意見交換会を開催するもの

ほとんどの方が免除になっている首魁施設等の使用料について、施設を利用する方と利用しない方の負担公平性を考え、施設を利用する方に、施設を維持管理していくために必要な費用の一部を負担してもらうよう見直しを図っており、市民と意見交換する会を設けて減額方法等について検討する

意見交換会は9月から11月の間に、公民館運営審議会、小平市公民館利用者懇談会等、連絡協議会での意見交換を行うほか、ワークショップ形式での意見交換を、東西中央の3つのエリアで各2かい、計6回程度行う予定。

2019年9月10日総務委員会

日時	令和元(2019)年9月10日(火) 9:00~ 会議時間									
場所	第1委員会	第1委員会室								
委員の出席	出席 人 欠席 人 委員長:小野高一、副委員長:津本裕子、委員:佐藤徹、竹井ようこ、橋本久雄、細谷正、松岡あつし									
審査案件及び議決の状況		原案可決 修正可決 否決 撤回 継続審査 計								
	市長提出議案									
	議員提出議案									
	計									
	扫	段択 一部	採択 不採択	取り下げ	審議未了	継続審査	計			
	請願									
	陳情									
	計									
所管事務調査										
特記事項		·傍聴(一般 人、議員 人、音声傍聴) ·事務報告 件								

2019年9月11日生活文教委員会

日時	令和元(2019)年9月11日(水) 9:00~会議時間									
場所	第1委員会	第1委員会室								
委員の出席	出席人 欠席 人 委員長: 吉本ゆうすけ、副委員長: 比留間洋一、委員: 佐藤徹、虻川浩、伊藤央、水口かずえ、山浦まゆみ、山田大輔									
審査案件及び議決の状況	市長提出議案 議員提出議案 計	原案可決	修正可決 	否決 取り下げ	審議未了	継続審査	計			
	計									
所管事務調査										
特記事項	·傍聴(一般 人、議員 人、音声傍聴) ·事務報告 件									

2019年9月12日厚生委員会

日時	令和元(2019)年9月12日(木) 9:00~ 会議時間									
場所	第1委員会	第1委員会室								
委員の出席	出席 人 欠席 人 委員長:山岸真知子、副委員長:山崎とも子、委員:川里富美、鈴木だいち、橋本孝二、福室英俊、安竹洋平									
審査案件及び議決の状況		原案可決 修正可決 否決 撤回 継続審査 計								
	市長提出議案									
	議員提出議案									
	計									
	打	采択 一部	採択 不採掛	マ 取り下け	審議未了	継続審査	計			
	請願									
	陳情									
	計									
所管事務調査										
特記事項	·傍聴(一般 人、議員 人、音声傍聴) ·事務報告 件									

2019年9月13日環境建設委員会

日時	令和元(2019)年9月13日(金) 9:00~ 会議時間								
場所	第1委員会室								
委員の出席	出席 人 欠席 人 委員長:中江美和、副委員長:きせ恵美子、委員:小林洋子、さとう悦子、鈴木洋一、幸田昌之								
審査案件及び議決の状況		原案可決 修正可決 否決 撤回 継続審査 計							
	市長提出議案								
	議員提出議案								
	計								
	技	採択 一部	採択 不採掛	尺 取り下げ	ず 審議未了	継続審査	計		
	請願								
	陳情								
	計								
所管事務調査									
特記事項	·傍聴(一般 人、議員 人、音声傍聴) ·事務報告 件								

その他:雑談から

- 財政調整基金(財調)は年度間の財源の調整という意味合いが基本
 - 地方財政法では、余った金額の半分は財調に積む、と決められている
 - 起債は年度間調整、平準化の効果を持つ
 - 起債はハードもの、多世代に渡って使われるもの
 - 手持ち資金を一定持っていないと、年度当初の会計が都合つかなくなる(税金は年初に入らない)、一定のキャッシュの厚みを持って置くこと
 - 起債と財調は規模感が違う